

令和2年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	2	府省庁名	文部科学省
対象税目	<input checked="" type="checkbox"/> 個人住民税 <input type="checkbox"/> 法人住民税 <input type="checkbox"/> 事業税 <input type="checkbox"/> 不動産取得税 <input type="checkbox"/> 固定資産税 <input type="checkbox"/> 事業所税 <input checked="" type="checkbox"/> その他（徴収規定）		
要望項目名	高等学校等就学支援金制度の見直しに係る非課税措置等の所要の措置		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、高等学校等の生徒に対して、授業料に充てるための高等学校等就学支援金を支給している。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>経済財政運営と改革の基本方針 2019 等において、2020 年 4 月から、年収 590 万円未満世帯を対象とした私立高等学校授業料の実質無償化を実現するとされていることを踏まえ、高等学校等就学支援金制度の拡充等の制度の見直し等を行う予定である。</p> <p>これに伴い、高等学校等就学支援金の支給に関する法律に基づき支給される高等学校等就学支援金については、上記の制度の見直し後も、引き続き、公租公課禁止及び滞納処分による差押禁止の措置を講じる。</p> <p>※なお、所得税法第 9 条第 1 項第 15 号により「学資に充てるため給付される金品」は、非課税とされている。</p>		
関係条文	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高等学校等就学支援金の支給に関する法律第 5 条第 2 項、第 12 条、第 13 条、同法施行令第 4 条 ・ 所得税法第 9 条第 1 項第 15 号 		
減収見込額	[初年度] — (—) [平年度] — (—) [改正増減収額] — (単位：百万円)		
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>家庭の経済状況にかかわらず、幅広く教育を受けられるようにする観点から、年収 590 万円未満世帯を対象とした私立高等学校授業料の実質無償化を実現する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>現行、高等学校等就学支援金の支給に関する法律に基づき支給される高等学校等就学支援金については、公租公課の禁止及び差押禁止措置を規定しているところ（同法第 12 条及び 13 条）。</p> <p>制度見直し後、新たに加算される就学支援金について、これらの措置が適用されないとなると、支給対象者が実質的に支給の満額を得られないこととなり、(1) の目的を十分に達することができないこととなる。</p>		
本要望に対応する縮減案	—		
		ページ	2 — 1

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> ・高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）（抄） （目的） 第一条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。 ・政策目標2 確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成と信頼される学校づくり 政策目標2-6 教育機会の確保のための支援づくり ・経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日閣議決定）（抄） 第2章 Society 5.0時代にふさわしい仕組みづくり 2. 人づくり革命、働き方改革、所得向上策の推進 （1）少子高齢化に対応した人づくり革命の推進 ③ 私立高等学校の授業料の実質無償化 2020年4月から、安定的な財源を確保しつつ、高等学校等就学支援金の支給上限額を引き上げることにより、年収590万円未満世帯を対象とした私立高等学校授業料の実質無償化を実現する。 	
	政策の達成目標	高等学校等への進学率の増加	
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間は延長期間	—	
	同上の期間中の達成目標	—	
政策目標の達成状況	高等学校等への進学率 平成21年度：97.9%→平成30年度：98.8%		
有効性	要望の措置の適用見込み	平成30年度実績に基づく加算対象者数の試算：50万人	
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	高等学校等就学支援金（加算部分も含む）の非課税、差押え禁止が明確化されることで、就学支援金の支給額が減額されないこととなり、高等学校等の生徒の授業料に係る経済的負担が確実に軽減されることから、手段として有効である。	
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国税でも同様の要望を行っている。	
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—	
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—	
	要望の措置の妥当性	就学支援金を支給すること、及び特に経済的負担の軽減を必要とする低所得世帯の生徒に対して就学支援金の支給額を加算することは、生徒における授業料に係る経済的負担の軽減に資するものである。公課を課し、支給額を減額した場合や、差押がなされた場合には、授業料の負担が増大することとなるため、政策目的を達成する上で非課税等の措置を講ずることが不可欠である。	
ページ	2	—	2

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	<p>高等学校等就学支援金制度創設時の平成 22 年度税制要望において、就学支援金(加算額も含む)の公課及び差押えの禁止について要望しており、認められている。</p> <p>また、就学支援金の加算等を行った平成 26 年度税制改正要望において、改正後も引き続き公課及び差押えの禁止について要望しており、認められている。</p>
ページ	2 — 3